	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 22 年 3 月 30 日 (火) 号外第 33 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則 (16) (財源確保室) 3
	鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (17) (環境立県推進課) 4
	鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (18) (くらしの安心推進課) 5

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県宿舍管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことにかんがみ、貸付料に係る違約金の率を見直す。

2 規則の概要

(1) 貸付料に係る違約金は、延滞金額につき年3.3パーセント(現行 年3.6パーセント)の割合で計算した額とする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 環境影響評価の対象事業の実施に係る許認可等を行う者が知事以外の者である場合に評価書を送付すべき相手方を定めた規定中、引用している自然公園法の根拠条項を改める。

(2) 施行期日は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日とする。

鳥取県食品衛生法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県食品衛生法施行条例の一部が改正され、営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準に消費者への食品等の回収等に関する情報提供を行うことが定められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 営業者が実施することが望ましい衛生的措置の基準を定めた規定中、食品衛生上不良な食品の回収等に関する情報を公表すること及び消費者への販売食品等についての安全性に関する情報提供を行うことを削除する。

(2) 食品衛生責任者の責務、食品衛生責任者の設置等の届出及び食品取扱施設における食品取扱者等に対する教育訓練について定めた規定中、営業者の定義に引用している根拠条項等を改める。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(2)及び(3)の一部を除き、平成22年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第16号

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則

鳥取県宿舍管理規則（昭和57年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>（貸付料） 第11条 略 2～6 略 7 入居者等は、第4項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年3.3パーセントの割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">注意事項</td> <td>納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年3.3パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。</td> </tr> </table> <p>注) 略</p>	略		注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年3.3パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。	<p>（貸付料） 第11条 略 2～6 略 7 入居者等は、第4項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年3.6パーセントの割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">注意事項</td> <td>納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年3.6パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。</td> </tr> </table> <p>注) 略</p>	略		注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年3.6パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。
略									
注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年3.3パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。								
略									
注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年3.6パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。								

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県宿舍管理規則（以下「新規則」という。）第11条の規定は、この規則の施行の日以後に新規則第6条第3項の規定により宿舍入居決定書の交付を受けた者に係る違約金について適用し、同日前に改正前の鳥取県宿舍管理規則第6条第3項の規定により宿舍入居決定書の交付を受けた者に係る違約金については、なお従前の例による。

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第17号

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県環境影響評価条例施行規則（平成11年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第5（第42条関係）		別表第5（第42条関係）	
略		略	
8 条例別表第10号から第13号まで及び第15号に掲げる事業	ア及びイ 略 ウ 自然公園法（昭和32年法律第161号） <u>第20条第3項若しくは第21条第3項の規定による許可又は同法第33条第2項の規定による命令</u>	8 条例別表第10号から第13号まで及び第15号に掲げる事業	ア及びイ 略 ウ 自然公園法（昭和32年法律第161号） <u>第13条第3項若しくは第14条第3項の規定による許可又は同法第26条第2項の規定による命令</u>
略		略	

附 則

この規則は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行の日から施行する。

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第18号

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県食品衛生法施行細則（昭和49年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（営業者が実施することが望ましい衛生的措置の基準）</p> <p>第10条 条例第3条第2項の<u>営業者が実施することが望ましい衛生的措置は、別表第2のとおりとする。</u></p>	<p>（営業者が実施することが望ましい衛生的措置の基準）</p> <p>第10条 条例第3条第2項の実施することが望ましい衛生的措置は、別表第2のとおりとする。</p>
<p>（食品衛生責任者の責務）</p> <p>第11条 条例別表第1の1の項(7)に規定する食品衛生責任者（以下「食品衛生責任者」という。）は、<u>営業者（法第48条第1項に規定する食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）</u>の指示に従い、衛生管理に当たるものとする。</p>	<p>（食品衛生責任者の責務）</p> <p>第11条 条例別表第1の1の項(7)に規定する食品衛生責任者（以下「食品衛生責任者」という。）は、<u>営業者（条例別表第1の1の項(7)に規定する営業者をいう。）</u>の指示に従い、衛生管理に当たるものとする。</p>
<p>（<u>営業許可を受けた者が置く食品衛生責任者の資格</u>）</p> <p>第11条の2 食品衛生責任者のうち、法第52条第1項の許可を受けた者が置く食品衛生責任者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>	<p>（<u>許可責任者の資格</u>）</p> <p>第11条の2 食品衛生責任者のうち、法第52条第1項の許可を受けた者が置く食品衛生責任者（<u>以下この条及び次条において「許可責任者」という。</u>）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>
<p>2 <u>前項の食品衛生責任者は、知事又はその他の者が行う食品衛生等に係る知識の修得に関する講習会（知事以外の者が行う講習会にあっては、知事が指定したものに限る。）を定期的に受講するものとする。</u></p>	<p>2 <u>許可責任者は、知事又はその他の者が行う食品衛生等に係る知識の修得に関する講習会（知事以外の者が行う講習会にあっては、知事が指定したものに限る。）を定期的に受講するものとする。</u></p>
<p>（<u>営業許可を受けた者が設置した食品衛生責任者の届出</u>）</p>	<p>（<u>許可責任者の設置等の届出</u>）</p>

第11条の3 法第52条第1項の許可を受けた者は、食品衛生責任者を置いたとき（当該許可を受ける前に食品衛生責任者を置いていた場合にあっては、当該許可を受けたとき）は、15日以内に、様式第6号の2により、当該許可に係る施設の所在地の総合事務所長に届け出るものとする。食品衛生責任者を変更したときも、同様とする。

別表第2（第10条関係）

1及び2 略

3 食品取扱施設における衛生管理

(1)～(4) 略

(5) 食品等の取扱い

ア 略

イ 食品等（条例別表第1の1の項(5)の工の(イ)に規定する食品等をいう。以下同じ。）の製造又は加工に当たっては、次の事項を実施すること。

(ア)～(ウ) 略

(6)及び(7) 略

(8) 食品等の取扱いに関する記録の作成及び保存

取り扱う食品等について、次の事項について記録を作成し、食品については消費期限又は賞味期限に1月を加えた期間保存すること。

ア～キ 略

(9) 不良な食品等の回収

食品衛生上不良な食品等を製造し、又は販売したことが判明したときに、食品衛生上の危害の発生を防止するため、当該食品等を迅速かつ

第11条の3 営業者（条例別表第1の1の項(7)に規定する営業者のうち、法第52条第1項の許可を受けた者をいう。）は、許可責任者を置こうとするときは、様式第6号の2により総合事務所長に届け出るものとする。許可責任者を変更しようとするときも、同様とする。

別表第2（第10条関係）

1及び2 略

3 食品取扱施設における衛生管理

(1)～(4) 略

(5) 食品等の取扱い

ア 略

イ 食品等の製造又は加工に当たっては、次の事項を実施すること。

(ア)～(ウ) 略

(6)及び(7) 略

(8) 食品の取扱いに関する記録の作成及び保存

取り扱う食品について、次の事項について記録を作成し、取り扱う食品の消費期限又は賞味期限に1月を加えた期間保存すること。

ア～キ 略

(9) 不良な食品の回収

ア 不良な食品の製造又は販売があった場合に、食品衛生上の危害の発生を防止するため、当該食品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び総合事務所長又は食肉衛生検査所長（鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県食肉衛生検査所条例（平成12年鳥取県条例第16号）第1条の規定により設置された鳥取県食肉衛生検査所の長をいう。）への報告の手順を定めること。

イ アの措置を行う際は、消費者への注意喚起のため、当該食品の回収等に関する情報を公表すること。

適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び総合事務所長又は食肉衛生検査所長（鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県食肉衛生検査所条例（平成12年鳥取県条例第16号）第1条の規定により設置された鳥取県食肉衛生検査所の長をいう。）への報告の手順を定めること。

- (10) 管理運営要領の作成
 - ア 施設及び食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者及び関係者に周知徹底すること。
 - イ 略
- (11) 略

4 略

5 食品取扱施設における食品取扱者等に対する教育訓練

- (1) 営業者（条例第3条第1項に規定する営業者をいう。）は、食品取扱者及び関係者に対し、衛生教育を実施すること。
- (2)～(4) 略

6 略

様式第6号の2（第11条の3関係）

食品衛生責任者設置（変更）届

職 氏 名 様

食品衛生責任者を設置（変更）したので、鳥取県食品衛生法施行細則第11条の3の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号
 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

- (10) 管理運営要領の作成
 - ア 施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者及び関係者に周知徹底すること。
 - イ 略
- (11) 略
- (12) 情報の提供
消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供を行うこと。

4 略

5 食品取扱施設における食品取扱者等に対する教育訓練

- (1) 営業者（条例第3条第2項に規定する営業者をいう。）は、食品取扱者及び関係者に対し、衛生教育を実施すること。
- (2)～(4) 略

6 略

様式第6号の2（第11条の3関係）

食品衛生責任者設置（変更）届

職 氏 名 様

食品衛生責任者を設置（変更）するので、鳥取県食品衛生法施行細則第11条の3の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号
 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

施 設	所在地	
	名 称	
許可番号		
営業の種類		
略		

注 略

様式第7号（第12条関係）

営業許可申請書（新規・継続） 略

職 氏 名様

食品衛生法第52条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号
 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
フリガナ
 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 年 月 日生

記

略	
<u>フリガナ</u>	
営業所の名称等	
略	

添付書類 略

注 略

様式第9号（第12条の2関係）

その1 自動車用

食品衛生法 自動車営業許可済 第 号
営業者氏名 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 80%; margin: 5px auto;"></div>
営業所の名称等 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 80%; margin: 5px auto;"></div>

記

施 設	名 称	
	所在地	
営業の種類		
略		

注 略

様式第7号（第12条関係）

営業許可申請書（新規・継続） 略

職 氏 名様

食品衛生法第52条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号
 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 年 月 日生

記

略	
営業所の名称等	
略	

添付書類 略


注 略

様式第9号（第12条の2関係）

その1 自動車用


食品衛生法 自動車営業許可済

営業の種類

 許 可 期 限
 年 月 日 まで

鳥取県

営業の種類


 許 可 期 限
 年 月 日 まで

鳥取県

その2 自動販売機用

食品衛生法許可済
 第 号

営業者氏名
営業所の名称等
 設置場所

 許 可 期 限
 年 月 日 まで


鳥取県

機体番号

その2 自動販売機用

食品衛生法許可済
 第 号

営業者氏名
 設置場所

 許 可 期 限
 年 月 日 まで

鳥取県

機体番号

様式第10号（第13条関係）

営業許可証（許可標識）再交付 略
（書換交付）申請書

職 氏 名様

下記の営業許可証（許可標識）の再交付（書換交付）を受けたいので、申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

許可番号	<input type="text"/>
営業所の名称等	<input type="text"/>

様式第10号（第13条関係）

営業許可証（許可標識）再交付 略
（書換交付）申請書

職 氏 名様

下記の営業許可証（許可標識）の再交付（書換交付）を受けたいので、申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

許可番号	<input type="text"/>
営業所の名称等	<input type="text"/>

略	
変更(再交付)の理由	
添付書類 略	
様式第11号(第13条の2関係)	
相続(合併・分割)による営業者の地位の承継届	
職 氏 名様	
下記のとおり営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。	
年 月 日	
届出者 郵便番号	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
年 月 日生	
被相続人との続柄	
記	
略	
営業所所在地	
営業所の名称等	
略	
添付書類 略	
様式第12号(第14条関係)	
営業許可申請(営業者の地位の承継届出)事項変更届	
職 氏 名様	
下記のとおり営業の許可の申請(営業者の地位の承継届出)事項の変更があったので、届け出ます。	
年 月 日	
届出者 郵便番号	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	

略	
変更の理由	
添付書類 略	
様式第11号(第13条の2条関係)	
相続(合併・分割)による営業者の地位の承継届	
職 氏 名様	
下記のとおり営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。	
年 月 日	
届出者 郵便番号	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
年 月 日生	
被相続人との続柄	
記	
略	
営業所所在地	
略	
添付書類 略	
様式第12号(第14条関係)	
営業許可申請(営業者の地位の承継届出)事項変更届	
職 氏 名様	
下記のとおり営業の許可の申請(営業者の地位の承継届出)事項の変更があったので、届け出ます。	
年 月 日	
届出者 郵便番号	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	

<p style="text-align: center;">氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">許可番号</td><td></td></tr> <tr><td>営業所所在地</td><td></td></tr> <tr><td>営業所の名称等</td><td></td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table> <p>備考 略</p> <p>様式第13号（第15条関係）</p> <p style="text-align: center;">廃 業 届</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>下記のとおり営業を廃止したので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>届出者 郵便番号 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">許可番号</td><td></td></tr> <tr><td>営業所所在地</td><td></td></tr> <tr><td>営業所の名称等</td><td></td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table> <p>添付書類 略</p>	許可番号		営業所所在地		営業所の名称等		略		許可番号		営業所所在地		営業所の名称等		略		<p style="text-align: center;">氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">営業所所在地</td><td></td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table> <p>備考 略</p> <p>様式第13号（第15条関係）</p> <p style="text-align: center;">廃 業 届</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>下記のとおり営業を廃止したので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>届出者 郵便番号 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">営業所所在地</td><td></td></tr> <tr><td>営業所の名称、屋号又は商号</td><td></td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table> <p>添付書類 略</p>	営業所所在地		略		営業所所在地		営業所の名称、屋号又は商号		略	
許可番号																											
営業所所在地																											
営業所の名称等																											
略																											
許可番号																											
営業所所在地																											
営業所の名称等																											
略																											
営業所所在地																											
略																											
営業所所在地																											
営業所の名称、屋号又は商号																											
略																											

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条、第11条、第11条の2及び第11条の3の改正規定並びに別表第2の改正規定（別表第2の3の(9)の改正規定（「食品」を「食品等」に改める部分を除く。）を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この規則の施行前に改正前の鳥取県食品衛生法施行細則（以下「旧規則」という。）第11条の3の規定に基づき食品衛生責任者に係る届出を行った法第52条第1項の許可を受けた者については、改正後の鳥取県食品衛生法施行細則（以下「新規則」という。）第11条の3の規定は適用しない。
- この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付されている許可標識は、新規則の規定により交付された許可標識とみなす。